

火災による被害を少なくし 生命を守るために 設置しましょう！

じゅう たく よう か さい けい ほう き

# 住宅用火災警報器

就寝中の逃げ遅れ（火災の発生に気づくのが遅れたこと）により、毎年多くの死者が発生しています。

このことから、消防法などにより「**寝室等へ住宅用火災警報器の設置**」が**義務付け**られています。

また、警報器の本体や電池には寿命があります。定期的に警報音を聞く（ボタンを押す）など、作動確認をしましょう。



一般財団法人 日本火災報知機工業会 提供

- 取付けが義務付けられている所
- 取付けをおすすめしている所

## 不当な訪問業者にご注意！！

「消防署の方から来た」「消防の許可をもらっている」などと偽り、各種防災機器の販売・点検などを行う訪問業者にご注意ください。消防職員が販売・点検を行ったり、特定の業者に許可を与えることはありません。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、  
**住宅防火対策相談窓口**まで！

消防局 TEL  
予防査察課 **072(238)6005**

堺消防署 TEL  
予防課 **072(228)0119**

中消防署 TEL  
予防課 **072(277)0119**

東消防署 TEL  
予防課 **072(286)0119**

西消防署 TEL  
予防課 **072(274)0119**

南消防署 TEL  
予防課 **072(299)0119**

北消防署 TEL  
予防課 **072(250)0119**

美原消防署 TEL  
予防課 **072(362)0119**

高石消防署 TEL  
予防課 **072(266)0119**

**堺市消防局**

命を守る

# ぼうか 防火のポイント

## 放火

- 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 空き家、物置などにはカギをかけておく。
- 車やバイクには防炎品のボディーカバーを使用する。
- 建物などのまわりは照明などで明るくする。
- ゴミは指定の収集日に出す。



## コシ回の火



- ガスこんろ近くに可燃物を置かない。
- そばから離れる時は、必ず火を消す。

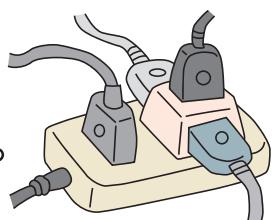
## たばこの火



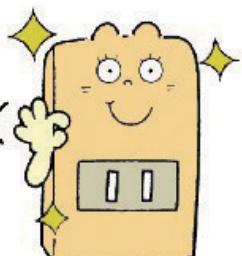
- 寝たばこは絶対にしない。
- 灰皿には水を入れておく。
- 吸殻はこまめに捨てる。

## コンセントからの出火

- たこ足配線は絶対にしない。



- コンセントにほこり(( がたまらないように、こまめに掃除する。



## ストーブの火

- 洗濯物など、燃えやすい物を近くにおかない。
- 給油の時・外出の時・寝る前には火を消す。
- 対震消火装置のあるものを使用する。

